こどもパーク (ゆめトピア長船周辺) 整備基本構想策定支援業務仕様書

1 業務名

こどもパーク(ゆめトピア長船周辺)整備基本構想策定支援業務

2 業務目的

令和2年3月に策定された「みんなでつくる瀬戸内市のこどもひろば基本計画」に基づき、ゆめトピア長船周辺に全天候型の遊び場「こどもパーク」を整備するに当たり、「子どもの視点での環境づくり」を取り入れ、「赤ちゃんからお年寄りまですべての市民が、外遊びを体験し、参加し、関わり、見守るまち」を実現するための基本構想を策定することを目的とする。

3 業務期間

委託契約日から令和5年3月31日までとする。

4 予算額(予定価格)

本業務に係る予算額(予定価格)は、委託業務の実施に必要な一切の費用及び市が指定した有識者への再委託費用を含め、1,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度とする。

なお、市が指定した有識者への再委託の業務内容は基本構想策定に向けての助言で、費用は 300,000 円で計上すること。

また、参考見積書の金額が、予算額(予定価格)を超過した場合は失格とする。

5 業務内容

下記の航空写真で示す予定地にこどもパークを整備するための、基本構想の策定支援を業務とする。

次の内容について、市と入念な打ち合わせの上、日程の確認を行いながら業務を進めるものとする。その際、現在進行している庁舎再編計画に基づく工事の進捗状況や今後の予定を把握し、進めること。また、必要に応じて市が指定した有識者に意見を求め、その意見を取り入れること。



1

(1) ニーズ調査

ワークショップを開催し、市民、特に子どもや子育て世代の求める機能や施設などのニーズ を調査する。

- ① ファシリテーターを派遣し、ワークショップ開催時の資料及び会議録を作成すること。
- ② ワークショップの開催回数は3回以上とする。
- ③ ワークショップの内容、参加者、開催場所等の詳細は、市と協議の上、決定すること。

(2) 内容の検討及び設定

- ④ (1)を踏まえ、整備方針及び整備の位置、整備面積等の設定を行う。
- ⑤ こどもパークへのアクセス及びパーク内、駐車場内の動線を、安全に配慮し設定する。
- ⑥ ①②に基づき、導入する機能や施設を設定し、その規模や配置について検討を行う。ゆめトピア長船への移転が予定されている長船町公民館との連携についても検討すること。

(3) 基本構想の作成

(1)及び(2)を取りまとめ、こどもパーク整備基本構想を策定する。また、市民や関係機関等への説明用として視覚的に分かりやすい概要版を作成する。

(4) 基本構想図の作成

(3)を踏まえた上で、基本構想図を作成する。

6 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再 委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により市の承認を得たときは、この限りでは ない。

7 納入する成果品等

- (1) こどもパーク整備基本構想(A4版) 3部及び電子データ
- (2) こどもパーク整備基本構想概要版 3部及び電子データ
- (3) 基本構想図 3 部及び電子データ
- (4) その他基本構想策定のために作成した関係資料 一式

8 納入場所

瀬戸内市こども・健康部こども政策課

〒701-4264 岡山県瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

電話: 0869-24-8015

9 その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は本業務の実施に当たっては、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 市は必要な基礎資料(写真、図面、データ等)を受注者に提供し、受注者は市の要望を基に協力の上、企画、レイアウト編集等を行うものとする。

- (3) 本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務完了後も、また同様とする。
- (4) 本業務完了後であっても、その成果品に瑕疵等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を 訂正しなければならない。
- (5) 本業務により新たに制作した制作物の所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は市に帰属するものとする。
- (6) 市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。
- (7) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。イラストデータ等の使用に当たって生じた著作権等に関する損害賠償など、全ての責任は受注者が負うこととする。
- (8) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受注者の責任において対処すること。
- (9) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (10) 受注者は、業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては市と協議の上、誠意をもって処理すること。